

## COP 14ハイライト 2008年12月9日 火曜日

火曜日、AWG-LCAの下では、適応、緩和、技術・資金の供与に関するコンタクトグループが再開された。また、適応基金、CDM、CDMの下でのCCS、資金メカニズム、LDC基金、ナイロビ作業計画、特権と免責、議定書2条3項・3条14項(悪影響)、REDD、9条に基づく議定書見直し等のコンタクトグループと非公式協議が行われた。

### コンタクトグループと非公式協議

**適応および実施の手段(AWG-LCA):** Kolly共同議長は、リスク管理とリスク低減戦略、防災戦略、経済多様化、および“とりまとめ文書(assembly text)”(FCCC/AWGLCA/2008/16)の中で記載された「条約の触媒的な役割の強化」について意見を募った。

リスク管理については、EUが、回復力の強化、リスクへの備えの改善、民間部門の役割強化、イネーブルリング環境(enabling environment)について強調した。ミクロネシアは、小島嶼国連合(AOSIS)の立場から、保険制度の利用可能性が限られていることが残念だと述べた。オーストラリアは、影響、脆弱性、前向きな適応行動を奨励する保険機構について理解を深める必要があると強調した。南アフリカは、ツール類、早期警戒システム、脆弱性マップ作り、国家・地域・世界レベルでのデータのアクセスについて強調した。コロンビアは、地域計画の役割について論じ、適応のための地域センターを提案した。一方、マラウイは、地元の知識について強調した。

経済多様化については、サウジアラビアが、リスク管理との連携に脚光を当て、AOSISが多様化のためのキャパシティ強化のオプションを特定することを支持した。

条約の触媒的な役割については、ペルーが、UNCCD(砂漠化対処条約)とCBD(生物多様性条約)のシナジーの強化を提案した。

**適応基金(COP/MOP):** 非公式協議では、基金への直接的なアクセスや法的資格に関連する問題を明確にするための議論が続いた。また、参加者は、締約国または承認組織向けの資金を攪乱するような障害が存在するかどうかという点について世界銀行からの説明を求めた。これに対し、世銀の代表者は、受託者たる同行は運営責任を有しておらず、資金の適切な活用を担保する国際的な信託基準が整っているかという点が主な懸念事項であると述べた。

また、COP/MOPへの理事会報告書の添付文書案についての討議が続けられた。途上国は、添付文書の大部分の検討について、事務局が基金あるいは理事会のどちらの機能を果たすのかや法的資格といった問題に決着がついた後の段階まで審議を先送りするよう求めた。その後、共同議長の草案文書について初期の検討が開始された。また、ある途上国のグループとある先進国から提案が出された。非公式協議が水曜日にも続けられる。

**議題項目3、4、6、7 (AWG-KP):** AWG-KPの結論書草案について、火曜日の遅くまで議長の友による審議が続き、特に、排出削減幅と緩和ポテンシャルに関する括弧付き文書について集中的な議論が行われた。

**議定書9条見直し (COP/MOP):** 9条に基づく議定書の第2回見直しについての非公式協議が続けられたが、進展は遅いと伝えられた。参加者は火曜日午後に集合し、新たな草案文について検討する。これには、特に、共同実施 (JI) と排出量取引の収益の一部の拡充に関する3つのオプション、附属書I国の約束を附属書Bに記載するための手続きに関する2つのオプション、議定書の下での報告・レビューを含むその他の問題に関する4つのオプションについて記されている。

また、議定書9条とCDMのコンタクトグループでの作業重複の問題についても取り上げられた。水曜日午前にも非公式協議の継続が予定されていて、午後からはCDMのテクニカルな側面について集中論議する小分科会が行われる予定だ。

**CDM (COP/MOP):** 特にCDM理事会の意志決定の透明性、指定運営組織 (DOEs) の認定と非遵守DOEsに対する罰金制度の導入などを取り上げた新しい草案文を踏まえ、CDMの運営面とプロジェクトの地域分布に焦点をあてた非公式協議が火曜日にも継続して行われた。また、決定書草案には、CDMの地域・サブ地域別の分布について検討し、プロセスと必要条件の簡素化・効率化や、方法論の整備促進、特定の国や地域におけるプロジェクト設計文書 (PDD) の特定と整備などに関する文書が盛り込まれている。火曜日夕方から夜にかけて審議継続となる。

**CDMに基づく CCS (SBSTA):** 本件については、草案の合意には至らずに非公式協議は終了。決定書草案には括弧書きが残された。その後、COP/MOPまたはSBSTA 31に括弧付きの文書を送るべきかどうかという問題が審議されたが、送り先について合意に達することが出来なかった。続いてコンタクトグループの会合が行われ、SBSTAに送付する簡潔な結論書草案が承認された。同文書には、SBSTAは結論書と議長から提案された決定書草案について議論したが合意には至らなかったと記載された。

**技術・資金の供与(AWG-LCA):** コンタクトグループでは、AWG-LCAのMachado議長より技術の開発・移転について集中的に議論することが提案された。米国は、本件に関して、緩和と適応に関するもっと幅広い戦略の一環で検討すべきであると述べた。オーストラリアは、UNFCCCが促進的な役割を担うべきであり、キャパシティビルディング、イネーブリング環境 (enabling environment)、技術のニーズに焦点をあてるべきだと示唆した。メキシコは、南北および南南協力について強調した。

アルゼンチンは、条約の下で技術問題に関する補助機関の新設を提案し、その中に戦略策定委員会や様々なセクターに特化した技術に関する委員会 (panels)、検証グループを設置すべきであると述べた。日本は、民間部門が参加する、セクター別の小委員会の設置を提案した。メキシコ、中国、トルコは、技術の開発・移転のための資金メカニズムの必要性を強調した。インド、EU、アイスランドは、地域の能力強化が必要であると強調した。

EUは、国ごとの緩和計画や適応政策には技術の要素を、制度構造には実効性・柔軟性・革新性を持たせるべきであると述べた。韓国は、知的所有権 (IPR) 制度や国の研究開発政策には抜本的な改革が必要だと述べた。途上国の数カ国が他の国際的レジームにおけるIPRの経験について強調した。

**資金メカニズム(SBI):** 非公式協議では、GEF第4次見直しとGEFに対する指針に関して、Fulton と Sethi共同議長提案の新しい文書案についての議論が始まった。ある途上国グループからも文章の提案があったが、何も進展はなかったと伝えられた。夕方にかけて非公式協議が続く。

**緩和 (AWG-LCA):** コンタクトグループでは、AWG-LCAのCutajar副議長が、国ごとの差異化の問題を含めた、緩和に関する明確な相違点の特定を行い、その上で緩和行動の認識と登録について集中することを提案した。

登録簿については、南アフリカが、途上国において国毎に適切な緩和行動の登録簿を作成し、そうした行動を支援する資金の流れについて目標値を設定することを提案した。韓国は、登録簿は自主的なものにするべきだと述べた。マダガスカルは、自主的な登録簿のインパクトは不透明であると強調した。AOSISも、支援措置の登録を提案し、割当量単位(AAUs)のオークション収益を活用すべきだと述べた。ブラジルは、登録簿によって行動と資金が同時に促されるべきだという点に賛同の意を表した。日本は、登録された活動に関するMRV(計測可能性・報告可能性・検証可能性)の重要性を強調した。EUは、行動の成果を登録することも重要であると示唆した。インドは、途上国の行動の妥当性については審査を行うべきではないと強調した。

米国は、各国の国情という領域について検討する必要があるとし、登録簿のアプローチは先進国と途上国の双方に対して検討すべきだと述べた。一方、ブラジルは、先進国がコミットメントをするべきであり、(国ごとの)取り組みの比較可能性について検討する必要があると強調した。ボリビアは、先進国に対して、IPCC第3作業部会が指摘した数値以上に大幅な削減幅を求めた。

EUは、途上国の緩和行動が1) 低コストで、障害克服のため若干の国際支援を伴った双方にメリットのある“win-win”行動、2) 国際的な資金の支援を伴った追加的な行動、3) 国際的なクレジット・メカニズムを通じた更なる緩和行動の3タイプに分けられると指摘した。パプアニューギニアは、各国それぞれの能力について注意を促した。パキスタンが、途上国の排出量をベースライン水準から“実質的に乖離”させるべきだという見解についての合意はないと強調した。

**LDC基金 (SBI):** 非公式協議では、CampbellおよびSangarwe共同議長の提案による草案文についての議論が行われたが、合意には至らず、水曜日に審議継続となる模様。

**ナイロビ作業計画 (SBSTA):** 締約国による非公式協議では、結論書草案と添付文書を含めた文章案に関する審議を終えた。専門家グループよりも専門家名簿を拡充させるという点で合意がなされ、名簿用の登録候補者名の提出を受け付けることが決まった。また、SBIでの検討に付すべき問題についても合意が得られた。続いて行われたコンタクトグループで、文章案が合意された。

**特権と免責 (SBI):** 非公式協議では、事務局長による決定書9/CMP.2の実施の奨励や、然るべき条約条項が発効するまでの間、適宜、京都議定書に基づいて設立された機関に勤める個人に対して締約国が適切なる保護を提供することを含め、短期的な措置について合意がなされた。

長期的な措置については、9条に基づく議定書第2回見直しに関する決定書草案に文言を含めることで合意がなされた。これによって、SBIがCOP/MOP 5での検討に向けて、特権と免責に関する然るべき条約の取り決めに準備することとなる。さらに、国連の特権と免責に関する条約6条を条項の基礎とする合意がなされることとなる。

**議定書2条3項・3条14項 (SBI/SBSTA):** Kamel Djemouai (アルジェリア)が議長を務めるコンタクトグループでは、悪影響と対応措置について2009年にワークショップを開催するメリットに関する審議が行われた。提案されているスピルオーバー効果に関するAWG-KPの下でのワークショップと、対応措置の経済社会的影響に関するAWG-LCAの下でのワークショップとの重複の問題が、いくつかの締約国より提起された。ミクロネシアがAOSISの立場から、対応措置に関する議論は適応の議論から切り離すべきであるとの主張を繰り返し、焦点を絞ってワークショップを開催するよう求めた。サウジアラビアは、先進国が講じた措置がどのような影響を及ぼすのかという点を評価する能力が途上国には乏しいと指摘した。懸案事項の検討のため、議長の友グループが開催された。

**REDD (SBSTA):** 長時間にわたる非公式協議の後、先住民、モニタリング、準備態勢に関する文面について進展が見られ、火曜日夕方に暫定合意が出来たと伝えられた。

### 廊下にて

一部の参加者は、AWG-LCAの緩和に関する議論、特に国ごとに適切な緩和行動の登録簿づくりの提案について話題にしていた。「議論の骨子を肉付けしているような感じだ。」ある政府代表が楽観的に語った。また、ナイロビ作業計画のグループは火曜午後に作業を完了したため、交渉の最後には交渉官の一部に、にこやかな表情が見られた。

その他、全体のムードはやや活力に欠け、資金メカニズム、適応基金、LDC基金に関する交渉の停滞による焦燥感も一部で見られた。炭素回収・貯留 (CCS) に関する交渉でも、実質的な成果が何も得られなかったという失望感が示された。とはいえ、閣僚級会合 (ハイレベルセグメント) で本件が取り上げられるかもしれないとの観測も一部で聞かれた。一方、議題項目3、4、6、7に関するAWG-KPの結論書には大した内容が盛り込まれないかもしれず、したがって附属書I国の排出削減幅に関する言及部分が削除されるとの憶測が出ている。

向こう数日の議論を先読みして、会議場の廊下では“複雑さ”と“作業量”という2つの言葉が取り沙汰されている。公式の会議終了時が間近に迫ってくる中、多くの参加者が、未決の作業すべてを一体どうやって片づけるのか思案に暮れていた。「COP、COP/MOP、AWG-LCA、AWG-KP、それから、2つの補助機関、さらにはハイレベルセグメント....全部が今週の金曜までに完了しなければならないが、一体どうするのだろうか。」すでに現段階で、土曜の朝にも延長戦を繰り広げることになるかもしれないと見方が多くから寄せられていた。

GISPRI 仮訳